奈良オートオークション運用規定

2010年 7月 一部改定
2010年 8月 一部改定
2010年 9月 一部改定
2010年10月 一部改定
2010年12月 一部改定
2012年 4月 一部改定

■ コーナー・手数料・搬入締切・検査

消費税別価格

コーナー名	出品Ｎｏ	出品料	成約料	落札料	商談落札料	搬入締切	検　査
スタートダッシュ	3001～	¥4,000	¥10,000	¥7,800	¥12,000	水曜20時	通常検査
ゼロ→ＧＯ！※1	4001～	¥3,000	¥10,000	¥7,800	¥12,000	金曜17時	専用検査
スマイル	1～	¥6,800	¥10,000	¥7,800	¥12,000		通常検査
GoGo！イチ押し！	6001～	¥5,500	¥10,000	¥7,800	¥12,000		通常検査
リユース　※2	1001～	無　料	☆	¥6,000	受付不可		専用検査
現　状　※3	9001～	¥6,800	¥10,000	¥7,800	¥12,000		専用検査
ディーラー	7001～	¥6,800	¥10,000	¥7,800	¥12,000		通常検査
大　型	5501～	¥10,000	¥15,000	¥12,000	¥15,000		通常検査
当　日　スマイル	2001～	¥6,800	¥10,000	¥7,800	¥12,000	当日12時	通常検査
当　日　ディーラー	8001～	¥6,800	¥10,000	¥7,800	¥12,000		通常検査
当　日　現　状	9101～	¥6,800	¥10,000	¥7,800	¥12,000		専用検査

※１～３ 専用検査を実施するコーナー規定参照

■ コーナー定義

コーナー名	出品Ｎｏ	コーナー定義
スタートダッシュ	3001～	新規搬入車輌のみ。台数限定有り
ゼロ→ＧＯ！※1	4001～	0円スタート5万円以上での自動売切り　5万円までの調整は可能
スマイル	1～	スタートダッシュ締切後の搬入車輌
GoGo！イチ押し！	6001～	オークションに3ヶ月以上出品歴の無い車輌　再出品は1回 （インターネットＡＡ・出品取消・未セリ車　は除く）
リユース　※2	1001～	0円スタート完全売切り
現　状　※3	9001～	現状車輌・不動車輌　等　　②参照
ディーラー	7001～	ディーラー会員のみ出品可
大　型	5501～	①参照
当　日　スマイル	2001～	金曜　17時以降の搬入車輌
当　日　ディーラー	8001～	
当　日　現状 ※3	9101～	

※１～３ 専用検査を実施するコーナー規定参照

【注意事項】

☆　リユースコーナーの成約料は成約金額が ￥12,000 を超えた場合は ￥7,000となります
・　検査付車輌が成約の場合、成約料+￥2,000となります
・　記念・イベントＡＡ時は手数料ならびに搬入締切時間が異なります
・　コーナー変更（再出品の場合）は火曜日12時が締切となります

①　大型コーナー　　車輌総重量6ｔ以上または最大積載量4ｔ以上 乗車定員11人以上
コミューター系除く　最大積載量・乗車定員変更車はベースとする

②　現状コーナー　　修復歴判定の有無に関わらず現在の損傷状態が未修理（修理相当）であり車輌価値が大きく損なわれた車輌 及びその恐れのある車輌
また、出品店が前記の理由により相当と判断し出品された車輌

■ 出品車輌について

出品不可車輌	永久抹消登録（法第15条）車輌 現時点で輸出抹消登録（法第15条の2）されている車輌 現時点で事業用登録されている検査付車輌（緑ナンバー車　黒ナンバー車） 特装車輌等で下もの（車輌ベース部分）と上もの（特装部分）に 個々の書類の完備が登録の条件となる車輌 例）ﾀﾝｸﾛｰﾘｰ車 等 （但し、「特装部分書類なし」の出品申込書への明記で出品可） 所有権移転に法的問題がある車輌 主要部品が取外されリサイクル法に従う処理が適切であると判断される車輌 車検付車輌で自賠責保険の無い車輌 車内及び荷台に不用物等が積込まれている車輌 プレート・封印が適正に取り付けられていない車輌（軽自動車は除く）
出品店名義登録又は抹消登録 した上で出品が可能な車輌	差替え、又は再交付が困難である車輌 登録名義人が死亡している車輌（遺産相続対象車輌） 地域により登録手続きが異なる車輌
福祉車輌の取扱	身体障害者用車輌ならびに福祉用車輌につきましては 出品申込書への明記が必要となります 又、法的条件を満たす車輌の売買につきましては　消費税を 通常車輌と同様に計上致します 消費税非課税手続きについては落札店で行います
現状車　完全不動車の取扱	「現状車コーナー」のみに出品可

■ 年式

国産車輌 ・ 輸入車輌　共に車検証の初度登録年を年式とする

■ 検査の有無による出品形態

一時抹消出品	車検切れ車輌
検査付出品	車検の有効期限がＡＡ開催日当日までの車輌　書類の有効期限が 翌月末日以上ある車輌 ※ＡＡ開催日の翌々月１日より車検有効期限の短い車輌を成約した場合 　落札店よりの抹消依頼の義務及び、納税証明書の添付が必要

■ 未登録車輌の取扱について

以下を満たすことが条件となります

国産車輌	完成検査書（有効期限が翌月末日以上あるもの）
輸入車輌	通関証明書　予備検査証（有効期限が翌月末日以上あるもの）

■ 評価点採点基準

総合評価点数（一般車輌）

評価点数	評価採点基準
S	登録　１２ヶ月まで　走行 10,000Ｋｍまで　無傷　無加修または、同等に近い状態
6	登録　３６ヶ月まで　走行 30,000Ｋｍまで　内外装ともほぼ　無傷　無加修または、同等に近い状態
5	内装に軽微な汚れがある　または外装に小キズエクボがあっても気にならない程度のもの　交換不可
4.5	内外装に補修跡があっても範囲が小さく仕上げが良好なもの
4	内外装に補修跡があっても仕上げが良好なもの　数は少ないがキズ へコミがあるもの
3.5	内外装に補修跡があるもの　やや目立つキズ　へコミがあるもの
3	内外装に補修跡があるもの　再修理が必要なもの　大きなキズ　へコミがあるもの
2	大きなキズ　へコミ　腐食などが車輌全体にあるもの
1	冠水歴車および消火器散布歴車
0	現状車輌（未修理）　粗悪車輌　完全不動車輌
R	修復歴車輌　未修復車輌
×	検査不可能車輌（ボンネット　ドア等が開閉しない車輌）
改	車検の通らないもの　エンジン等の性能を変える部品の追加および変更があるもの

総合評価点数（一般車輌）の制限事項

５点　を上限とするもの	走行距離が　５０,０００Ｋｍまでのもの 職権打刻車（国産車のみ適用）
４．５点　を上限とするもの	走行距離が　１００,０００Ｋｍまでのもの ボルト止め部品を連続して２パネルを交換したもの
４点　を上限とするもの	走行距離が　１５０,０００Ｋｍまでのもの　色替えしたもの
３．５点　を上限とするもの	修復歴に関係する部品を加工したもの 雹害車（雹害車？含む） 走行不明車およびメーター改ざん車 メーター交換車の記載があるものは実走行として評価します 但し、証明するものとしてディーラー及び指定・認証工場での 保証書・記録簿への記載が必要です リヤフェンダー、サイドシル、リヤエンドパネル 等の交換車両に適用 骨格の軽微な損傷で修復歴としない場合 ラジエターコアサポート単体交換の場合
１点　とするもの	冠水歴車および消火器散布歴車

外装補助評価　(五段階評価)

a	新車状態のもの、または同等に近い状態のもの
b	キズ凹等が多少あっても加修の必要が無いもの
c	キズ凹等が多少あるが軽微な加修で済むもの
d	キズ凹錆等があり仕上げを要するもの
e	キズ凹錆等が多数あるもの
×	冠水歴車輌・消火器散布歴車輌・現状車輌・特殊車輌

内装補助評価　(五段階評価)

a	新車状態のもの、または同等に近い状態のもの
b	若干の汚れ（ルームクリーニングで回復する）程度のもの
c	コゲ等で跡が残っているものが１～２程度あるもの
d	部品を交換して元に戻る程度の状態 破れ・汚れの程度が悪いもの
e	再生不能状態のもの
×	冠水歴車・消火器散布車・現状車・特殊車輌

車図記入表記

ボディー・バンパー	線キズ	Ａ１	カードサイズ程度のキズ
		Ａ２	２０ｃｍ　程度のキズ
		Ａ３	３０ｃｍ　程度のキズ
		Ａ４	上記（Ａ３）を超えるキズ
	エクボ	Ｅ	５００円玉未満の小さな凹み
	凹み	Ｕ１	カードサイズ　程度の凹み
		Ｕ２	２０ｃｍ×２０ｃｍ　程度の凹み
		Ｕ３	３０ｃｍ×３０ｃｍ　程度の凹み
		Ｕ４	上記（Ｕ３）を超える凹み
	補修跡	Ｗ１	仕上りが良好なもの
		Ｗ２	加修波が若干目立つもの
		Ｗ３	加修波が大きく目立つものまたは再仕上げを要すもの
	サビ（外板）	Ｓ１	小さなサビ
		Ｓ２	目立つサビ
		Ｓ３	大きな腐食
	腐食（外板）	Ｃ１	小さな腐食・ウキ
		Ｃ２	目立つ腐食
		Ｃ３	大きな腐食
		Ｃ穴	腐食穴があるもの
	塗装	Ｐ	塗装に関する用語
	要交換	×	交換を要する損傷
	交換済	××	交換済みのもの

車図記入表記

ガラス	キ　ズ		検査員記入欄にチェックする（丸印）
	トビ石		検査員記入欄にチェックする（丸印）
	スリ傷		検査員記入欄にチェックする（丸印）
	ヒビ割れ		検査員記入欄にチェックする（丸印）
	リペア跡		検査員記入欄にチェックする（丸印）
	×　要		検査員記入欄にチェックする（丸印）車図のガラスにも×印
タイヤ	山の状態	0～9	スリップサイン山を３と定める
	山の状態	×	使用不可（破損）　パンク
	種　　類	S	スノータイヤ　スタッドレスタイヤ

■ ゼロ→ＧＯ！コーナー リユースコーナー 専用検査

検査内容

評価点	評価点の採点は行いません（修復歴判定は行いません）
パネルチェック	Ｕ３以上のダメージのみをチェックします
旋回移動検査	場内走行を行い「前進」「後進」「ブレーキ作動」「異音チェック」「８の字旋回」を行いチェックします
下部検査	検査ピットでの下部検査を行い基本骨格をチェックします

1　総合評価点数（大型車輌）

大型車輌とは、フレーム付車（キヤビン単体交換が可能なもの）を基準とします

評価点数	評価採点基準
S	登録　　12ヶ月まで　　走行　10,000Ｋｍまで　無傷　無加修または、同等に近い状態
6	登録　　36ヶ月まで　　走行　　30,000Ｋｍまで　無傷で加修の必要のないもの
5	内外装共軽微な加修で済むもので走行　　50,000Ｋｍまで　（内外装評価がＡ以上）
4.5	内外装共軽微な加修で済むもので走行　　100,000Ｋｍまで
4	傷　凹み　錆びが数箇所あり加修が必要なもの　　150.000Ｋｍまで
	内装に汚れ　コゲ等があるもの
3.5	目立つ傷、凹み、錆びが数箇所あり加修が必要とするもの
	内装に目立つ汚れ　軽微な腐食　コゲ等があるもの
3	大きな加修を必要とするもの
	内外装の状態の悪いもの　腐食　穴のあるもの
	機関　機構等に不具合のあるもの
	職権打刻車　（無修復歴車）
2	キャブ　シャシ　ボディ　各部において大きな損傷、腐食があるもの
	商品車として相当な加修を加えないと使用出来ない物
1	冠水歴車及び消火器散布歴車
0	現状車輌
R	修復歴車輌、未修理車輌
×	検査不可能車輌（ドア開閉不能等）

修復歴判定を行わないもの	ｷｬﾌﾞﾌﾛｱ、ﾋﾟﾗｰ、Ｆﾊﾟﾈﾙ、ｲﾝｻｲﾄﾞﾊﾟﾈﾙ、ﾙｰﾌ、ｴﾝﾄﾞﾊﾟﾈﾙの修正交換・曲がり ﾎﾞﾃﾞｨｰ、ｻﾌﾞﾌﾚｰﾑ曲がり・亀裂は修復歴判定を行わない 牽引等によるｸﾛｽﾒﾝﾊﾞｰﾌｯｸ部分の曲がりの場合（表示し評価点をいれる） ｷｬﾌﾞ交換歴の申告がある場合　簡易ｸﾚｰﾝ取付部の小曲がり （但し、状態等により検査員の判断により判定を行う）
キャブ交換歴の申告 及び 職権打刻の申告	ｷｬﾌﾞ交換の申告を行う場合 ディーラーでの交換及び交換を記録の示す 記録簿への明記が必要です 前記以外での交換修理は申告があってもR点評価となります 職権打刻の申告がなされていない場合R点評価となります

■ 搬入時の積込不可部品

下記に示すものは、紛失及び盗難の恐れが有りますので後日渡しの手続きを行ってください
積込まれた状態で紛失した場合出品店責任となりますのでご注意ください

出品時積込不可部品 （要後日渡し手続き）	保証書　整備手帳　記録簿　取扱説明書　カードキー　イモビキー　スペアキー ナビ・ＴＶ（容易に取外しが可能なもの）　リモコン　ナビロム　等

■ 通常以外の保管　指定場所・キーロック・キー預かり

下記の理由等により出品車輌を通常の出品Ｎｏ順に配置しない車輌

指定場所 ①	検査員が機関不良等の理由により始動が著しく困難であると判断した車輌 オイル漏れ・燃料漏れ等の理由により他の出品車輌と区別することが 適当であると判断した車輌
指定場所 ②	未使用車等の理由により別途保管が適切と判断した車輌
キーロック	高額車または特別な装備が施された車輌についてはキーロック（施錠）し 保管させていただきます 下見を希望される場合は、キー保管場所にて所定の手続きをしていただきますと キーを貸し出しさせていただきます 下見終了後は所定の手続きを行い貸し出しキーを返却してください
キー預り	内溝キー等、特別なキーが設定されている車輌は施錠しないでキー保管場所にて 保管させていただきます。貸し出し等についてはキーロックと同等です。

■ 出品車輌・落札車輌の保管について

ＪＵ奈良ＡＡに出品された（落札含む）車輌の保管期間（保管責任期間）は翌週月曜日１７時までです
尚、搬入時は出品が確定された時点より保管期間が発生します
保管期間中に発生した不具合ならびに業務中（検査及び場内移動）に発生した不具合について
ＪＵ奈良ＡＡは一切の責任を負いません

■ 下見・セリ参加

ＪＵ奈良ＡＡでの落札については下見による現車確認が基本となります
又、現車確認ができる箇所につきましてはクレーム対象外となります
セリに参加されます際は十分な下見を行い参加してください
外部端末よりセリに参加され下見をご希望されます会員様は下見代行サービス（有料）をご利用ください
ＡＡ開催日以外での下見をご希望されます会員様は事務局営業時間内にて
ＩＤカードをご提示のうえ下見申請を行ってください

■ 出品店の申告義務

出品店は出品に際し出品申込書に申告の義務がある事項（下記表）を正確に申告し記入しなければならない

メーター交換車	$	出品申込書の走行距離記入欄には、合算距離を記入 出品申込書の出品店記入欄に「ﾒｰﾀｰ交換車」と記入し 又、ﾒｰﾀｰ交換を行った日付、交換前の走行距離等を明記する 中古ﾒｰﾀｰへの交換の場合は「中古ﾒｰﾀｰ交換」と明記し交換時の 中古ﾒｰﾀｰ表示走行距離も明記する 尚、証明するものとしてﾃﾞｨｰﾗｰの交換記載保証書又は指定・認証整備工場 での記録簿が必要　記載保証書についてﾃﾞｨｰﾗｰ印が無くても交換の事実が 確認出来れば「ﾒｰﾀｰ交換車」として受付します 申告がされず後に「ﾒｰﾀｰ交換車」の事実が発覚した場合 ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰの対象となります 証明するものがある場合 「○○年○月○日」xxxxxKm時ﾒｰﾀｰ交換有と記入
メーター改ざん車	*	出品申込書の出品店記入欄に「ﾒｰﾀｰ改ざん車」と記入 過去の点検記録簿 NAK走行管理ｼｽﾃﾑ等によって 走行ﾒｰﾀｰが巻き戻された事実が確認出来る車輌但し「ﾒｰﾀｰ交換車」は除く
走行不明車	#	出品申込書の出品店記入欄に「走行不明車」と記入 「ﾒｰﾀｰ交換車」「ﾒｰﾀｰ改ざん車」以外で記録等が無く指定出来る根拠が 無い時は、「走行不明車」とする　但し、後日ﾒｰﾀｰ改ざんが発覚した 場合はﾍﾟﾅﾙﾃｨｰの対象となる
マイル表示計の場合		走行距離記入欄にはＫｍ換算した距離を記入してください 換算方法（ マイル距離数 ×　１．６ ＝ キロメートル数） マイル表記の無いものはキロメートル表記として取り扱う 出品店記入欄に「メーターマイル表示 現表示○○○○○マイル」と記入
修復歴		修復歴の有無　修復箇所

出品申込書記載事項	年式　車名　ドア　形状　グレード　等の出品申込書に記載されている事項
不具合　欠品	機関・機構上の不具合ならびに欠品　規格外　コーションプレート
輸入車の区分	ディーラー輸入車　並行輸入車　未記入場合は並行輸入車として取り扱う
車検証	「類別区分」「型式指定番号」の無いもの 「車台番号」の‐（ハイフン）が無い場合も記載してください
輸入車モデル年式	ｼﾘｱﾙ番号より判別するﾓﾃﾞﾙ年式未記入の場合は不明として取り扱う
特別装備限定車	地域限定車　特別装備限定車（低グレード車）
登録遅れ	モデル最終製造年月日と登録年月日が６ヶ月以上経過 （マイナーチェンジから６ヶ月以上経過したもの） 「登録遅れ」の申告が必要
新車時レス部品	「オーディオレス」等の申告が必要
改　　造	型式に「改」が入っている場合、８ナンバー登録車等については改造箇所 必要装備品を記載してください 車検の通らない車輌及び構造変更が必要な車輌において 変更箇所の申告が無い場合クレーム対象となります
装 備 品	メーカーオプション　販売店オプション含む（ﾒｰｶｰ純正部品番号を有すもの）

災害歴	「冠水歴」「消火器散布歴」等の災害歴の申告
予備検査有効期限	「予備検査有効期限」の申告が必要 ＡＡ開催月の翌月末以上の有効期限を有する書類

〔出品店記入〕

記入事項が紛らわしく誤解・誤認を与える記入につきましては全て出品店責任とします
出品店は出品車輌の点検整備を行いその仕様・品質・瑕疵等の申告を行ってください
未記入の場合クレーム対象となります

〔グレード記入欄について〕

グレード以外の記載はお止め下さい
グレード以外に装備品等の記載がありその装備品に不具合が生じた場合は
セールスポイント記入項目として扱い、クレーム対象とします
また、グレードやパッケージ等に誤解を与えるような記載や社外品の記載もクレーム対象となります
尚、記載内容について事務局で削除はいたしません

〔セールスポイント記入欄について〕

出品申込書のセールスポイント記入欄に記入された事項につきまして不具合が発生した場合
成約価格に関わらず全て出品店責任となります

〔訂正（出品店による出品車輌の条件変更）〕

検査終了後の出品車輌について出品申込書の記入済み事項に変更が生じた場合必ずセリ開始３０分前
までに変更内容を訂正伝票に記入し申告してください
申告なき場合はクレームの対象となります
訂正伝票を提出された場合においてもセリに訂正伝票記入内容の反映が出来ない場合があります
訂正内容がセリに反映できずセリを行った場合も同様のクレーム対象となります

〔出品停止〕

ＪＵ奈良ＡＡが出品にふさわしくないと判断した場合出品停止とすることが出来る

〔プレート応談車輌の取扱い〕

書類有効期限が本規定に満たない為その条件を記載したうえで
「検査付」「一時抹消登録」のどちらの形態でも譲渡可能な車輌
車検有効期限が本規定に満たない車輌のプレート応談は不可とします
但し、８ナンバー車・改造車・キャリアカー等のプレート応談は可とします
出品店は出品申込書に必要な条件を記載して下さい
抹消登録をすることを前提に「検査一時抹消」で出品しますが落札店が条件を了承した場合
「検査付」での譲渡となります
検査付の場合、該当年度の納税証明書が必要となります

※改造車
　車検証記載欄の型式指定番号・類別区分が無しまたは空欄
　型式欄に「改」の記載がある車輌が対象

〔タコグラフ装着車の取扱い〕

車輌総重量8トン未満で積算距離計とタコグラフが一体化で装着している車輌についてタコグラフを新車時に取り付けたとみなし、実走行扱いとする。
メーター交換の記載必要なし（「$」マーク記載必要なし）

車輌総重量8トン未満のトラック・最大積載量5トン未満のトラック等法律でタコグラフ装着が義務付けられていない車輌（普通乗用車も含む）
タコグラフは、積算距離計と一体型のものが対象
タコグラフを途中交換の場合は、交換記録（客観的に判断できる書類）を必要とする　記録が無い場合は、「メーター改ざん」扱いとする
中古タコグラフに交換の場合も交換記録（客観的に判断できる書類）を必要とする　記録がない場合は「メーター改ざん」扱いとする

タコグラフの製造年月日が対象車輌の初年度登録年月日より以前の場合は、新車時に取り付けしたものとみなし「実走行」扱いとする
タコグラフの製造年月日が対象車輌の初年度登録年月日より以降の場合には、途中で取り付けをしたものとみなし「メーター改ざん」扱いとする
タコグラフ製造年月日が確認できない場合は、出品店申告とする

■ 代金の決済

〔落札車輌代金の決済〕

一般会員	オークション開催日を含め７日以内 翌週金曜日 １７時　金融機関休業時は翌日
現金会員	オークション開催日を含め４日以内 翌週火曜日 １７時　金融機関休業時は前日

決済完了は当該ＡＡ事務局及び指定金融機関の銀行口座への着金が確認された時点とする
振込み手数料については送金側の負担とする

金融機関の振込み依頼書控え等での決済確認は行いません

〔出品店への成約車輌代金の決済〕

出品店に対する成約車輌代金の支払いは　原則、全成約車輌の必要書類決済完了日の翌金融機関営業日
とします　但し、ＡＡ開催日に全成約車輌の書類決済が完了した場合　原則、翌々金融機関営業日とします

出品店に未清算債務が有る場合成約車輌代金より相殺いたします

■ 成約車輌の書類決済

成約車輌についての書類は全国の運輸支局・軽自動車検査協会で登録可能なことが条件です

抹消車輌	軽自動車	検査証返納証明書
	普通車	抹消登録証明書　譲渡証
検査付車輌	普通車	検査証　譲渡証　印鑑証明　委任状　自賠責保険　納税証明書 自賠責保険の承認請求書（自賠責保険の譲渡書類）の提出は任意とします
	軽自動車	検査証　ＯＣＲ又は申請依頼書　自賠責保険　納税証明書 自賠責保険の承認請求書（自賠責保険の譲渡書類）の提出は任意とします

継続検査書類が必要な車輌 （ＯＣＲ及び納税証明書）	無車検でﾅﾝﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄ付車輌　車検残１ヶ月以内のﾅﾝﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄ付車輌

車検付車輌書類の有効期限	ＡＡ開催月の翌月末以上の有効期限を有する書類

書類有効期限付出品車輌	書類有効期限が翌月末に満たない車輌でも　有効期限はＡＡ開催日を含む ２１日以上あるものは出品申込書に記載があれば出品可能 出品申込書の書類有効期限欄に○月○日を記入 例）ＡＡ開催日 12月1日　書類有効期限　12月21日 ⇒ 可能
書　類　受　付	期限付にて成約した車輌の書類受付期間は　開催日を含む１０日目１７時 遅延対象日に到着が遅れる場合⇒翌月末まで有効の書類との差替えが必要 差替え等による受付期限の経過は遅延ペナルティーの対象

早期名変依頼	あり	出品店が10,000円（税別）を落札店に支払う
落札店了承	なし	出品店が名変を行う ﾅﾝﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄの返却手数料 5,000円+ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ

書類決済期限	書類決済期限は、ＡＡ当日を含む１０日目１７時（翌々週月曜日１７時）

書類遅延ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ	11日　～　21日目	２,０００円/日額	ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ10,000円
	22日　～	キャンセル可	遅延ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ+ｷｬﾝｾﾙﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ100,000円+経費

〔名義変更〕

落札店は名義変更を指定した期限内（通常は、翌月末日）に必ず完了してください
又、名義変更を完了した車検証のコピーにオークション開催数、出品番号、会員番号を明記のうえ
郵送又はFAXにて事務局に送付（送信）してください　その際の車検証コピー到着期限は翌々月5日12時までです
この時点で未着の場合は、事務局が現在登録証明書にて確認を行います 尚、手数料2,500円を請求します

期限内に名義変更が完了されなかった場合、名義変更保証金10,000円は没収されﾍﾟﾅﾙﾃｨｰとして
出品店に支払われます
又、出品店の仕入先の他AA等から10,000円を超えるﾍﾟﾅﾙﾃｨｰの請求があった場合、落札店は
その差額分も支払う必要があります
但し、他AA会場等発行の請求書（JU奈良AAが認めたもの）が必要です

名義変更コピーが事務局に到着していない場合および文字が不鮮明で確認が困難な場合があります
その際は、再送信のお願いをいたします

永久抹消につきましては登録事項証明書をもって名義変更完了コピーとします

所有権のみの変更は名義変更とは認めませんこの場合ﾍﾟﾅﾙﾃｨｰ20,000円が科せられます

〔名義変更書類の再交付（差替え）〕

委任状、印鑑証明書及び有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じ等による差替えを依頼する場合 または書類有効期限が、主催商組到着日を含め1ヶ月以上あるが差替え依頼をする場合 ※受付が2月28日の場合⇒3月31日以上の有効期限があるもの	下記金額にて差替え依頼ができる （必ず、主催商組を介して申し出をすること） 印鑑証明書・・・3万円 委任状・・・2万円 譲渡証・・・2万円 その他の証明書（謄本・抄本・住民票等）2万円 記入申請書・・・2万円
出品店が、規定の名変期限より早期の名義変更を依頼し、落札店がそれを承諾した場合 (出品申込書の名変期限に記載のあるものは除く)	出品店より落札店へ、1万円を支払う
落札店が、書類一式（移転・抹消）を紛失した場合	下記金額にて再交付の依頼ができる (必ず、主催商組を介して申し出をすること) [普通車] 出品店名義の場合・・・5万円（実費含む） その他名義の場合・・・10万円（実費含む） [軽自動車] 出品店名義の場合・・・3万円（実費含む） その他名義の場合・・・5万円（実費含む）

自賠責保険の再交付	出品店が再発行手続きを了承した場合のみの受付とします 但し、出品店の努力にも関わらず再発行が行えなかった場合 （了承後、10日間以内を限度とする）は、再発行手続きを断念するという 条件付の受付となります

〔抹消依頼〕

落札店が、車検付車輌の抹消登録を出品店に希望する場合以下の制約があります
尚、依頼受付期間はAA終了後１時間以内とします

①車検残がAA開催日の翌月末日以内の場合は、出品店は必ず抹消登録手続きを行わなければならない

②車検残がAA開催日の翌々月１日以上の場合、出品店に強制することは出来ない
　但し、この場合出品店が抹消手続きを了承した時点で当該車輌はクレーム受付対象外車輌となります

〔保証書の欠品〕

保証書とは新車販売ディーラー発行様式に準じ保証継承が可能なもの

メーカー規定保証期間内の車輌	キャンセル時：ペナルティー2万円＋諸経費 値引き時：5万円
メーカー規定保証期間を経過している車輌	キャンセル時：ノーペナキャンセル＋諸経費 値引き時：2万円（低価格車は1万円）

〔取扱説明書の欠品〕

車輌成約金額	値引き額	
100,000円　以下	5,000円の値引き	キャンセル不可
200,000円　以下	10,000円の値引き	キャンセル不可
200,000円　超える	20,000円の値引き	キャンセル不可

取扱説明書とは車輌本体の説明書を指します　ナビや他オプションに対する説明書の有無は不問です
新車販売時に備え付けのものに加え、メーカーが純正部品として販売しているコピーも可とします
但し、汚れ等がひどく使用が困難なものは不可です

〔記録簿〕

記録簿とは、最終使用者名簿にて直近の法定点検（車検または12ヶ月点検）を行っているものとします
但し、新車登録後12ヶ月未満の車輌については、認証工場または、指定工場による点検を1度でも受けた
記録（日付、走行距離等）があるものは記録簿とみなします
尚、法定点検の記録が、ユーザー車検のみの場合は、記録簿とみなしません
記録簿は、書類と共に主催商組に提出するものとし、出品車輌に入れたままで紛失等にあった場合でも
主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレームとなります

〔ワンオーナー〕

新車販売時の保証書を有することを条件とします
新車登録時より同一の使用者名義であること　商品車登録の名義変更はワンオーナーとして取扱ます
ワンオーナーとは、新車登録使用者名義である場合を意味しますが、書類の関係上新車登録使用者名義
からディーラー並び専業店に名義変更したものを含めてワンオーナーとみなします

〔新車並行輸入車〕

製造年式と初年度登録年が違う場合、通関証明の添付が必要です
クレーム受付は書類発送後７日間

〔納税証明書の取扱い〕

落札店がAA開催日と同一年度内に車検満了を迎える落札車輌の継続検査手続を行うには
納税証明書（継続検査用）が必要となりますので添付をお願いいたします
当該車輌の車検満了日が名義変更期限より短い場合は譲渡書類と合わせて提出してください
譲渡書類に納税証明書の添付が無い場合で落札店よりの請求があった場合は請求した日より10日以内
に主催商組へ提出　尚、提出されない場合、ペナルティー1万円　以降1週間経過毎に1万円を加算

〔リサイクル券の取扱い〕

リサイクル料金は車輌価格とは別の取扱いとします
リサイクル料金預託済み車輌を出品されます際は出品申込書に必ずリサイクル料金を記入してください
記入金額は当該券【B券】に記載されている金額を記入してください
当該車輌成約時には【A券】【B券】を譲渡書類と同時に提出してください
出品申込書にリサイクル料金の記載が無い場合は車輌価格に含まれる処理となり追加精算は行いません
又、事務局にて再発行を依頼されます場合は手数料1,000円となります

〔落札車輌のリサイクル処理について〕※

落札車輌のリサイクル処理に関しましては、必ず譲渡書類到着後
書類を確認のうえリサイクル法に従って手続きを行って下さい
書類到着前に落札店が対象車輌のリサイクル処理を先行して行われますと
出品店の書類手続き（自社名義変更 等）に制限が生じます
誤って落札店が先行してリサイクル処理を行い出品店より譲渡書類の手続きについて
制限が生じた旨のクレーム申告がなされた場合ペナルティーの対象となります
尚、落札店は誤った処理の復旧責任を負うものとします
また、出品店は発生した誤処理の解決に向けた全面協力を行うものとします
この場合のペナルティー　50,000円

〔輸入車の未登録車輌の取扱い〕

輸入車の未登録車輌は「通関証明書」「予備検査証」の有効期限が４５日以上あるものとします

〔交通違反による車検拒否についての取扱い〕

落札車輌についてＪＵ奈良ＡＡでの成約前に発生した交通違反等により車検が取得出来ない場合
出品店はその申告がなされた日より7日以内に車検の受けられる状態にしなければならない
また、当該期限を遅延した場合　出品店は落札店に遅延ペナルティーとして10,000円を支払うものとし
以降1日につき 2,000円を加算するものとする

■ 自動車税相当額の取扱い

JU奈良AAで落札された車輌が車検付の場合当該車輌の年度末までの
自動車税未経過引継ぎ分相当額（以下、「自動車税相当額」）は、AA開催の当月分は
出品店、翌月からは落札店の負担となります
JU奈良AAでは、AA開催日の翌月から当該年度末までの自動車税相当額を落札店より
お預かりし（3月開催分は翌年度全額相当額）落札店の名義変更等の登録状況により次のように精算いたします

（抹消登録の場合）

抹消月に応じて預かり自動車税相当額を出品店・落札店に振り分けて精算いたします

（移転登録の場合）

名義変更確認後、預かり自動車税相当額を出品店にお支払いいたします
尚、その後同一年度内に抹消登録をした時はその通知（抹消登録証明書の写し）を抹消日の翌月２日までに
事務局に提出してください　出品店への残月分を請求し落札店にお支払いさせていただきます
期限を過ぎますと受付出来ませんのでご注意ください

〔自動車税相当額の二次精算について〕

名義変更後抹消登録を行った場合自動車税相当額の月割り精算は原則としてJU奈良AAで行います
抹消登録日の翌月より年度末までの相当額を出品店より落札店に戻す精算を行います
その場合抹消登録を行った日の翌月２日までに事務局で手続きを行ってください
この期間を経過しますと二次精算手続きを行うことが出来ません

〔保証書及び後日備品の取扱について〕

ナビ・テレビ・オーディオ・エアコン等のリモコン、ナビＣＤ、リモコンキー等の付属部品は、書類と
共に主催商組へ提出するものとします
出品車輌に入れたままで紛失等にあった場合でも主催商組に責任はなく、出品店の責任としてクレーム
となります　この場合、部品代が2万円未満であっても現品支給または値引き処理とします
尚、出品店は、主催商組が付属品を依頼してから7日以内に対応しなければなりません

■ クレーム

〔クレーム受付期間（長期休業時は期間を別途定める）〕

AA当日会場内	AA会場より未搬出であり且、AA終了後１時間以内
通　　常	AA当日を含む５日間（翌週水曜日）１７時まで
クレーム延長	クレーム延長条件を満たし事務局が受付を行ったもの 遠隔地離島　/　鹿児島県、沖縄県の離島（沖縄本島を除く）、北海道 天変地異により輸送が困難と事務局が判断した場合 その他の理由により事務局が相当と判断した場合
書類発送後７日	事務局よりの送付書類で確認可能な場合（車検証と合致しない　記録簿記載事項 等） 保証書及び後日備品（リモコン、キーレス、ナビロム等）に関して書類到着後も未着の場合
１ヶ月	走行距離異常（書類から判明するもの）
３ヶ月	接合車輌　冠水歴車輌　消火器散布跡車輌
６ヶ月	走行距離異常
無期限	盗難車輌　抵当権設定車輌　差押車輌
現状コーナーの ｸﾚｰﾑ受付範囲	クレームの受付対象は、 走行異常、年式・型式、グレード、車検有効期限の誤記入 冠水歴車輌（ｶﾞﾗｽﾜﾚ、等の現状車輌という性質上受付期間は限られます）
ｸﾚｰﾑ受付範囲が 制限される車輌	低額車輌　修復歴車輌　輸入車　走行不明車輌　商談落札車輌　および 内装・外装 (ｵｰｸｼｮﾝ開催日以外の後日落札についてのｸﾚｰﾑ裁定は商談落札規約を適応します) 低額車輌とは、成約車輌金額が200,000円以下の車輌を指します 低年式車輌とは、登録年から10年以上経過した車輌を指します 多走行車輌とは、100,000Km以上を走行した車輌を指します
ｸﾚｰﾑ額による免責	ｸﾚｰﾑ部品価格（単品）の評価が 30,000円以下の場合はｸﾚｰﾑ受付対象外となります 但し、高額な工賃が発生する場合はJU奈良AAの判断とします

〔クレームの申し立て〕

クレーム申し立て受付は定められた期間内とします
当該車輌の受付は、一度のみとし複数回に亘る受付は行いません（書類発送後7日・期間延長除く）
受付時間は、事務局営業時間内（９時３０分～１７時３０分）とします
落札店よりの受付時間により出品店へのクレーム発生の連絡がクレーム受付期間を経過する場合があります
出品店・落札店との直接交渉は禁止されています
クレーム受付期間最終日が事務局休業日の場合はFAXにてクレーム申し立てを行ってください

〔現車確認〕

① JU奈良AAでの確認
② JU商組（他府県）AA会場での確認
③ JU奈良AAが信頼するに足りると認めた機関（ディーラー）での確認

機関・機構・コンピューター 等の不具合はディーラー確認（修理見積）が必要です
ディーラーへ未入庫の場合クレーム受付は出来ません

ディーラー見積は、不具合箇所の確認を行うものであり不具合の値引き額を算定するものではありません
また、確認（ディーラー見積含む）に対し発生する費用は落札店の負担となります

〔メーカー保証対応〕

クレーム事由がメーカー保証で対応できる場合は、ノークレームとします
但し、その際にかかる保証継承代として１万円を出品店へ請求します

〔キャンセル処理の場合〕

クレーム処理の結果、当該車輌がキャンセル（売買契約の解除）となった場合
落札店までの往復陸送費用（輸送費用）は出品店負担となります

〔注意事項〕

落札車輌への加修及び転売（他AA会場での成約 等）を行った場合クレーム対象外扱いとなります
但し、クレーム期間が延長されるものについては除きます

出品店に連絡がつかない場合はFAXにて通知し後日の対応となります

「受付期間が５日間」および「書類発送後７日間」のクレームについてキャンセルの場合
経費は陸送費用のみとし加修費用、他AA経費は認めません

加修等を行う場合は、車検証ならびにクレーム申し出の有無等を十分確認し行ってください

改造車輌において改造関連箇所はクレームの対象外となります

加修費用ならびに全経費等については　落札車輌価格等を勘案しJU奈良AAが認めた範囲内となります

全諸経費とは出品料・成約料・落札料・往復の車両陸送代およびＪＵ奈良が認めるその他の経費
全手数料とは出品料・成約料・落札料をいう

JU奈良AAがAA当日に参考資料として発行する出品リスト（手元リスト）の誤記入はクレーム対象外です

「受付期間が５日及び7日」のクレーム申し立て期間中あるいは申し立て前に出品店の確認をとること
なく移転・抹消登録等（譲渡書類への記入も含む）が行われた場合クレームの受付は出来ません

国外に持ち出された車輌についてはクレームの受付は出来ません

クレーム内容を確認する為の見積に虚偽記載（虚偽と判断）が発見された場合クレームの受付は無効となります

特殊・特装車輌の出品に際し、特殊･特装部品は正常に作動することを前提とし、正常に作動しない場合は、ノークレームに該当する車輌でもクレームになることがあります　また、車輌本体と特殊・特装部品の年式に２年以上の隔たりがある場合は、申告する必要があり、申告がない場合はクレームとなります
クレーン車やタンクローリー車等を出品する際は、特殊・特装部品の検査証・証明書等の必要書類の有無を記入して下さい

■ 車輌搬出

〔搬出券の発行〕

落札車輌及び流札車輌を搬出されます際は、事前に搬出券の発行手続きが必要です
搬出券の発行の為の「搬出券発行端末」の操作には「ポスカード」が必要となります
又、大切な会員様の車輌を保管させていただいています保安上の理由により
一度発行されました搬出券を「搬出券発行端末」より再発行することは出来ません
搬出券の取扱については十分ご注意ください（原則、発行された搬出券のお預かりはいたしません）
尚、搬出券の再発行等の手続きは、事務局営業日の営業時間内とさせていただきます
夜間（事務局営業時間外）の搬出券再発行手続きは出来ませんので十分ご注意ください
再発行手続きの際は、身分証明書のご提示をお願いする場合があります

搬出券発行期間	AA当日　より　翌週火曜日１７時 まで

〔車輌搬出〕

落札車輌及び流札車輌を搬出されます際は、搬出券が必要です
保安上の理由により搬出券の無い車輌の搬出は一切行いませんのでご了承ください
又、搬出の際は室内及びトランク内を確認させていただきます

搬 出 期 間	AA当日１３時（ｲﾍﾞﾝﾄ開催時は別途） より　翌週火曜日１７時まで

■ 売買契約の解除（ＡＡ当日キャンセル）

出品店ならびに落札店の都合による売買契約の解除は以下を満たすことが条件となります

受付期間	ＡＡ開催日当日ＡＡ終了後（全セリ終了後）１時間以内
ペナルティー額	50,000円　（申し出側が相手に支払う）
手 数 料	出品料　成約料　落札料　（申し出側がＪＵ奈良ＡＡに支払う）

■ ゼロ→ＧＯ！コーナー

出品申込書	通常出品申込書裏面の「リユース＆ゼロ→ＧＯ！コーナー」専用出品申込書
セリ方法	全車 ０円 スタート ５万円以上で完全売り切り ５万円未満での価格調整可能
クレーム受付	基本的にはノークレーム(リユース、ゼロ→ＧＯ！コーナー専用クレーム受付参照)

■ リユースコーナー

出品申込書	通常出品申込書裏面の「リユース＆ゼロ→ＧＯ！コーナー」専用出品申込書
セリ方法	全車 ０円 スタート 完全売り切り ノーコール車輌は流札（流札車輌の商談受付不可）
その他	初回出品に限り出品料無料（但し、２回目以降の出品については 出品料２,０００円 成約金額が１２,０００円を超える場合は成約料７,０００円）
クレーム受付	基本的にはノークレーム(リユース、ゼロ→ＧＯ！コーナー専用クレーム受付参照)

〔ご注意〕

ﾘﾕｰｽ&ｾﾞﾛ→ＧＯ！出品申込書のｺｰﾅｰ希望に指定が無い場合は ｾﾞﾛ→ＧＯ！ｺｰﾅｰへの出品とします

■ GoGo！イチ押し！コーナー

クレーム受付	ＡＡ当日を含め5日17時まで
コーナー義務違反	キャンセル時　￥50,000+手数料+陸送代 値引き時　　￥50,000　　（落札店より選択できるものとする）

■ 現状車コーナー

現状車コーナーに出品されています車輌は、事故現状車輌ならびに不動車輌 等で構成されており
全て未修理又は未修理相当と判断された車輌です
又、部品等の不足・欠品が十分予想されます
本コーナーの性質上　クレーム受付範囲も大きく制限されております
応札されます際は、十分な下見とクレーム受付範囲に大きな制限があることを了承の上セリに参加してください

本コーナーに出品されています車輌は、ドア破損、ガラス割れ 等により室内に雨水等の侵入が
十分予想され　又、落札車輌の保管状態によりその後室内に浸水することも十分予想されます
以上のことより、通常AA会場においての冠水歴車輌のクレーム受付期間が３ヶ月間という定めに対し
JU奈良AAの現状車コーナーの冠水歴車輌クレーム受付期間は「AA当日を含む５日間」と大きく制限されています
応札されます際は、十分な下見と冠水歴車輌クレーム受付期間に
大きな制限があることを了承の上セリに参加してください

「ウインチマークスタンプ」ならびに「フォークリフトマークスタンプ」を検査員が押印する場合が
あります　本スタンプは、落札されました会員様の車輌搬出の参考にお役立ていただくことを目的としています
又、スタンプの押印基準は搬入時の搬入状態を基準としたものであり「車輪が転がる」等の状態を
保証するものではありません
応札されます際は、十分な下見を行いセリに参加してください
スタンプは、下記をご確認ください

	自走不可であるが車輪は転がる程度の状態で搬入された車輌 あくまでも参考程度にお考えください 「車輪は転がります」を保証するものではありません
	車輪が転がらず搬入された車輌 移動・キャリアカーへの積込みにはフォークリフトの使用が必要です あくまでも参考程度にお考えください

車輌状態により出品を、お断りする場合があります。

■ その他の確認事項

〔プレート取り外し忘れ〕

抹消や名義変更等で落札店からのプレートの返送が必要な場合出品店責任として
返送手数料5,000円を出品店より落札店に支払います

〔成約車輌よりのプレート取り外しについて〕

成約決定時点で当該車輌は出品店より落札店に所有権が移転したものとみなします
出品店が出品申込書に未申告の内容についての物品（プレート等）の取り外しは出来ません

奈良　西日本特殊車輌オークション　運用規定

2011年 10月 一部改定
2012年　4月 一部改定

JU奈良AA 『西日本特殊車輌オークション』コーナー規定

■ コーナー定義

『西日本特殊車輌オークション』コーナーに出品されています車輌は、建設機械、産業機械ならびに関連機械等で構成されており全て未修理又は未修理相当と判断された車輌です
又、部品等の不足・欠品が十分予想されます
本コーナーの性質上、ノークレームが基本原則であることを了承のうえセリに参加してください

建設機械、産業機械、その他　機能については通常の作動(基本動作)ができることが基本であり
著しく作動が困難な物についてはクレームの対象となる場合があります
この場合JU奈良AA(西日本特殊車輌オークション)の裁定により判断します

■ 出品条件

エンジン及びバッテリ-等で動く(作動する)ものに関しては稼動可能な状態で走行展示に可能な状態のもの
通常の作動(基本動作)が困難もしくは作動しないものに関しては作動確認不明と明記します

■ 手数料・搬入締切・検査

特殊 1 コーナー　セリ幅￥3,000

種別	出品No	出品料	成約料	落札料	商談落札料	後日商談落札料	査定
特大	9701～	¥30,000	¥30,000	¥30,000	¥35,000	¥40,000	基本動作の確認
大型		¥15,000	¥15,000	¥15,000	¥20,000	¥25,000	
中型		¥8,000	¥10,000	¥8,000	¥13,000	¥18,000	
小型		¥5,000	¥5,000	¥5,000	¥10,000	¥15,000	

特殊 2 コーナー　セリ幅￥2,000

種別	出品No	出品料	成約料	落札料	商談落札料	後日商談落札料	査定
特小	9801～	¥3,000	¥3,000	¥3,000	¥5,000	不可	エンジン始動確認

【注意事項】
☆　原付・軽二輪・自動二輪は後日商談は不可となります
☆　基本動作及びエンジン始動確認についてはJU奈良判断とします
☆　セリ幅については9700番台(特殊1コーナー)が￥3,000-　9800番台(特殊2コーナー)は￥2,000-となります

■ 出品車輌について

出品不可車輌	不動車輌 (但し、不具合・欠品等の出品申込書への明記で出品可) 現時点で事業用登録されている検査付車輌 車台番号又は製造番号の確認のとれない車輌 (標準で番号のないものはこの限りではない) 盗難車輌もしくは主要部品の欠品している車輌 所有権移転に法的問題がある車輌 車内等に不用物等が積込まれている車輌 JU奈良AA(西日本特殊車輌オークション)が出品不可と判断した車輌 上記項目において裁定はJU奈良AA(西日本特殊車輌オークション)判断とする

取り扱い除外商品例

ユニックの竿単体、手押しトラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、農業機械関連商品
建設機械用バケット単体、タイヤ単体および付属品単体、船舶(ジェットスキー除く)
ベルトコンベア等の産業機械、特殊機械、トラックのボディ単体、　タンクローリー単体、
業務用関連商品(冷蔵庫、照明設備等)　小型発動機

■ キー預り・ワイヤーロック

下記の理由により出品車輌を保管します

キー預り	高額車、バッテリー充電式車輌、水上バイク及びJU奈良AA（西日本特殊車輌オークション） が判断した車輌についてはキー預りとさせて頂きます 下見を希望される場合は、キー保管場所にて所定の手続きをしていただきますと キーを貸し出しさせて頂きます 下見終了後は所定の手続きを行い貸し出しキーを返却してください
ワイヤーロック	JU奈良AA(西日本特殊車輌オークション）の判断にて装着 （ワイヤー・キーは搬出時に返却して下さい）

■ 出品車輌・落札車輌の保管について

JU奈良AA（西日本特殊車輌オークション）に出品された（落札含む）車輌の保管期間（保管責任期間）は翌週月曜日
17時までです　尚、搬入時は出品が確定された時点より保管期間が発生します
保管期間中に発生した不具合ならびに業務中(検査及び場内移動）に発生した不具合について
JU 奈良AA（西日本特殊車輌オークション）は一切の責任を負いません

■ 下見・セリ参加

JU奈良ＡＡ（西日本特殊車輌オークション）での落札については下見による現車確認が
が基本となります　セリに参加されます際は十分な下見を行い参加してください
外部端末よりセリに参加され下見をご希望されます会員様は下見代行サービス（有料）
をご利用ください　ＡＡ開催日以外での下見をご希望されます会員様は事務局営業時間内
にてIDカードを提示のうえ下見申請を行ってください

■ 出品店の申告義務

出品店は出品に際し出品申込書に申告の義務がある事項（下記表）を正確に申告し記入しなければならない

アワーメーター	出品申込書の出品店記入欄に記入してください
走行距離メーター	走行距離記入欄に記入してください
不具合・欠品	機関・機構上の不具合ならびに欠品
出品申込書記載事項	該当箇所がある場合のみ記入

〔出品店記入〕

記入事項が紛らわしく誤解・誤認を与える記入につきましては全て出品店責任とします
出品店は出品車輌の点検整備を行いその仕様・品質・瑕疵等の申告を行ってください

〔セールスポイント及び出品店記入欄について〕

出品申込書のセールスポイント及び出品店記入欄に記入された事項につきまして不具合が発生した場合
全て出品店責任となります

〔訂正（出品店による出品車輌の条件変更）〕

検査終了後の出品車輌について出品申込書の記入済み事項に変更が生じた場合必ずセリ開始３０分前
までに変更内容を訂正伝票に記入し申告してください
申告なき場合はクレームの対象となります
訂正伝票を提出された場合においてもセリに訂正伝票記入内容の反映が出来ない場合があります
訂正内容がセリに反映できずセリを行った場合も同様のクレーム対象となります

〔出品停止〕

JU奈良AA（西日本特殊車輌オークション）が出品にふさわしくないと判断した場合出品停止とすることが出来る

特定大型出品店様よりの大量出品は取扱商品であっても原則　対応外とします

上記以外、また判断が困難な商品についいては、事前確認を行ってください

■ 代金の決済

〔落札車輌代金の決済〕

落札店は、落札車輌の車輌代金･AA手数料を開催日を含め7日以内（翌週金曜日　午後5時）に
JU奈良AAへ支払わなくてはならない。
（いかなる場合でも、小切手による代金決済は一切行いません）

決済完了は当該AA事務局及び指定金融機関の銀行口座への着金が確認された時点とする
振込み手数料については送金側の負担とする

金融機関の振込み依頼書控え等での決済確認は行いません

『西日本特殊車輌オークション』コーナーの車輌については登録書類がなく悪質な転売を防止する為に
車輌代金入金後搬出となります

〔出品店への成約車輌代金の決済〕

出品店に対する成約車輌代金の支払いは原則、全成約車輌の必要書類決済完了日の翌金融機関営業日
とします　但し、AA開催日に全成約車輌の書類決済が完了した場合原則、翌々金融機関営業日とします

出品店に未清算債務が有る場合成約車輌代金より相殺いたします

■ 成約車輌の書類決済

書類無し車輌	JU奈良AAが定める販売証明･誓約書
抹消車輌	抹消登録証明書　譲渡証
検査付車輌	検査証　譲渡証　印鑑証明　委任状　自賠責保険　納税証明書 自賠責保険の承認請求書（自賠責保険の譲渡書類）の提出は任意とします

販売証明　車輌等を販売したことを証明するもの

誓約書
①車輌について質権･差押･仮差押･抵当権の目的になっていないこと
②出品店が所有権を有していること
③盗難届が出されていないこと
④シリアル番号及び車台番号の打刻があり改ざん等がないこと
⑤車輌の不具合箇所･不足部品規格外装着等を申告していること

上記事項に相違がないことを誓約する書類

※販売証明･誓約書はJU奈良AA（西日本特殊車輌オークション）HPよりダウンロードできます
※販売証明･誓約書に必要事項を記入し捺印して送付してください（コピー及びFAXは受付不可）

■ クレーム

『西日本特殊車輌オークション』コーナーに出品されています車輌は、建設機械、産業機械ならびに関連
機械等で構成されており全て未修理又は未修理相当と判断された車輌です
又、部品等の不足･欠品が十分予想されます
本コーナーの性質上、ノークレームが基本原則であることを了承のうえセリに参加してください

クレーム受付範囲	出品店申告事項及びセールスポイント記入事項と現車が異なる場合 基本動作の作動不良

注）『西日本特殊車輌オークション』コーナーの出品車輌におきまして、走行距離･アワメーターに関しては
　　クレーム対象外です。

〔クレーム受付期間（長期休業時は期間を別途定める）〕

AA当日を含む5日間 （翌週水曜日）17時まで	基本動作の作動不良
書類発送後7日	事務局よりの書類到着後に確認できる事項（年式･グレード他）
無期限	盗難車輌　　所有権移転に法的問題のあるもの

〔クレームの申し立て〕

クレーム申し立て受付は定められた期間内とします
当該車輌の受付は、一度のみとし複数回に亘る受付は行いません（書類発送後7日及び受付期間延長ｸﾚｰﾑを除く）
受付時間は、事務局営業時間内（9：30～17：30時）とします
落札店よりの受付時間により出品店へのクレーム発生の連絡がクレーム受付期間を経過する場合があります

出品店･落札店との直接交渉は禁止されています
クレーム受付期間最終日が事務局休業日の場合はFAXにてクレーム申し立てを行ってください

〔キャンセル処理の場合〕

クレーム処理の結果、当該車輌がキャンセル（売買契約の解除）となった場合
落札店までの往復陸送費用（輸送費用）は出品店負担となります

〔注意事項〕

落札車輌への加修及び転売（他AA会場での成約等）を行った場合クレーム対象外扱いとなります
但し、受付期間延長クレームについては除きます

出品店に連絡がつかない場合はFAXにて通知し後日の対応となります

「受付期間が5日間」および「書類発送後7日間」のクレームについてキャンセルの場合
経費は陸送費用のみとし加修費用、他AA経費、転売後の費用等はみとめません

JU奈良AAがAA当日に参考資料として発行する出品リスト（手元リスト）の誤記入はクレーム対象外です

国外に持ち出された車輌についてはクレームの受付は出来ません

クレーム内容によりJU奈良オートオークション規約が適用される場合があります

■ 車輌搬出(全車輌代金入金後の搬出となります)

〔搬出券の発行〕

落札車輌及び流札車輌を搬出されます際は、事前に搬出券の発行手続きが必要です
搬出券の発行の為の「搬出券発行端末」の操作には「ポスカード」が必要となります
又、大切な会員様の車輌を保管させていただきます保安上の理由により
一度発行されました搬出券を「搬出券発行端末」より再発行することは出来ません
搬出券の取扱については十分ご注意ください（原則、発行された搬出券のお預かりはいたしません）
尚、搬出券の再発行等の手続きは出来ませんので十分ご注意ください
再発行手続きの際は、身分証明書のご提示をお願いする場合があります

搬出券発行期間	AA当日より翌週火曜日17時まで

〔車輌搬出〕

落札車輌及び流札車輌を搬出されます際は、搬出券が必要です
保安上の理由により搬出券の無い車輌の搬出は一切行いませんのでご了承ください
又、搬出の際は室内等を確認させていただきます

搬出期間	AA当日13時（イベント開催時は別途）より翌週火曜日17時まで

■ 売買契約の解除（AA当日キャンセル）

出品店ならびに落札店の都合による売買契約の解除は以下を満たすことが条件となります

受付期間	AA開催日当日AA終了後（全セリ終了後）1時間以内
ペナルティー額	50,000円 （申し出側が相手に支払う）
手数料	出品料 成約料 落札料 （申し出側がJU奈良AAに支払う）

即落サポート　変更規約

搬出期限　　成約日含む　４日間

クレーム期間　成約日含む　６日以内午後１２時まで

クレーム受付　後日落札についてのクレーム裁定は
商談落札規約を適応します。

書類期限　　成約日含む　１０日以内

落札手数料
　特殊車輌コーナー　　（中型）18,000円　（大型）25,000円

上記以外は、ＪＵ奈良オートオークション規約・運用規定に準ずる